

静岡県教育委員会

議事録

平成 29 年度 第 21 回定例
2 月 8 日（木）

静岡県教育委員会教育長 木苗直秀は、

平成 30 年 2 月 8 日に教育委員会第 21 回定例会を招集した。

- | | | | | |
|---|-----------|---------------------|-------------|-----------|
| 1 | 開催日時 | 平成 30 年 2 月 8 日 (木) | 開会 | 13 時 30 分 |
| | | | 閉会 | 14 時 50 分 |
| 2 | 会 場 | 教育委員会議室 | | |
| 3 | 出席者 | 教 育 長 | 木 苗 直 秀 | |
| | | 委 員 | 齊 藤 行 雄 | |
| | | 委 員 | 渡 邊 靖 乃 | |
| | | 委 員 | 藤 井 明 | |
| | | 委 員 | 伊 東 幸 宏 | |
| | 事務局 (説明員) | 鈴 木 一 吉 | 教育次長 | |
| | | 松 井 和 子 | 教育監 | |
| | | 水 元 敏 夫 | 理事 (人材育成担当) | |
| | | 渋谷 浩 史 | 理事兼教育総務課長 | |
| | | 福 永 秀 樹 | 理事兼健康体育課長 | |
| | | 花 崎 武 彦 | 教育政策課課長代理 | |
| | | 木 野 雅 弘 | 財務課長 | |
| | | 南 谷 高 久 | 福利課長 | |
| | | 宮 崎 文 秀 | 義務教育課長 | |
| | | 小野田 裕 之 | 高校教育課長 | |
| | | 山 崎 勝 之 | 特別支援教育課長 | |
| | | 山 本 知 成 | 社会教育課長 | |
| | | 赤 石 達 彦 | 文化財保護課長 | |
| | | 石 川 誠 | 静岡教育事務所長 | |
| | | 山 田 泰 巳 | 静岡西教育事務所長 | |
| | | 河原崎 全 | 中央図書館長 | |
| | | 塩 崎 克 幸 | 総合教育センター所長 | |

4 その他

- (1) 第 37、38 号議案は、原案どおり可決された。
- (2) 報告事項 1、2 は了承された。

【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。11 月 22 日、12 月 5 日の議事録は各委員が事前に確認の上、承認しているので朗読は省略する。今回の議事録の署名は、私のほか、斉藤委員にお願いする。

【非公開の決議】

教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱いについて諮る。
第 38 号議案、報告事項 2 は議会提出前の案件であるため、非公開と

したいと思うが、異議はないか。

全 委 員： 異議なし。

教 育 長： それでは、第 38 号議案、報告事項 2 は非公開とする。今回は公開案件から審議する。

第 37 号議案 「静岡県立特別支援学校施設整備基本計画」の策定

教 育 長： 第 37 号議案「静岡県立特別支援学校施設整備基本計画の策定」について、山崎特別支援教育課長より説明願う。

特別支援教育課長： <議案についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

藤 井 委 員： 政令市に設置する特別支援学校を 5 校整備する計画である。以前も申し上げたが、整備に関して政令市の負担が一切ないことに疑問がある。政令市にとってはこの整備によって相当の恩恵を受けることになる。県立で整備することはよいが、政令市が応分の負担をすることを怠ってはいけない。そういった働きかけを県として継続的にやっていく必要があると思う。

特別支援教育課長： 検討する。

教 育 長： 以前、知事室に浜松市長が見えられた時、藤井委員が指摘した点は私からも伝えた。政令市なのでその点は考慮してほしいということで御了解いただいている。他に御意見等はあるか。施設の狭隘化も進み、児童生徒数も増加している。何人程度か。

特別支援教育課長： 5,000 人弱となる。

教 育 長： まだ増加しているのか。

特別支援教育課長： そうである。

教 育 長： 特別支援学校なので、トイレや空調整備も県では配慮している。ただ、他県と比較しての現状はどうなっているのか。

財 務 課 長： 空調整備状況は全国で 30 番台である。現状であるが普通教室が 800 室程度あり空調設備が整備されている教室は 400 室程度である。残り 400 室について、31 年度の夏までに整備する計画である。特別教室も 400 室程度あり、その内 200 室程度は既に空調設備が整備されている。よって、1,000 室の教室に空調設備整備されることになるので、83 パーセント程度の整備となり、全国平均の 75 パーセントを上回ってくる。

藤 井 委 員： 今回は施設整備ということである。「施設を更に充実させてこういった状況になったら素晴らしい」というようにしたいが、予算が付かないという課題、本当はこのような改善を図りたいというものはあるのか。

特別支援教育課長： 流動食が必要な子や、ある程度刻んだ食事が必要な子どもなど、食形態が子どもによって様々なので、厨房施設のスペース確保や、配膳方法などが求められている。

藤 井 委 員： その点はまだ手が付けられないのか。

特別支援教育課長： 今後の課題となる。設計段階では未対策となる。

藤井委員： そうであるとその点は5年間、全く進展しないということか。

特別支援教育課長： 今ある施設の中で工夫して対応する。

藤井委員： 基本計画で課題意識があるのであれば、今後、早い段階で着手する方向で具体化してほしい。

教育長： 御指摘いただいた点も含めて「その他」となってしまうているが、常に課題としてあげておくことが重要である。現場を確認してきているので課題認識はある。予算に限りがあるが、藤井委員が指摘される部分も前倒しして対策を講じていきたい。

斉藤委員： 10年計画のうち、最初の5年間で知的障害を対象とする特別支援学校の整備を進めるということである。それ以降、課題はまだあるわけだが、知的障害以外にも対策は講じていくのか。

特別支援教育課長： その可能性もある。

斉藤委員： 老朽化対策もあるのか。

特別支援教育課長： そうである。また、児童生徒が増加するだけでなく、減少傾向となる障害もある。老朽校舎の長寿命化対策と合わせて考える必要がある。

斉藤委員： 本校と分校という分類となっている。本校新設と高等部分校の新設について、浜松地区では旧気賀高校跡地に本校整備する計画となっているが、この本校はどういった意味合いなのか。

特別支援教育課長： 小学部、中学部、高等部と3つの学部があるものを本校としている。現在、分校は高等部単独が10校、小中学部の分校が4校ある。

渡邊委員： 高等学校に分校を併置している学校がある。高等学校の整備計画とこの特支整備計画が地域の方たちに上手く伝わるように工夫してほしい。

特別支援教育課長： 丁寧に説明をしていく。

教育長： 他に質疑等はあるか。

全委員： (特になし)

教育長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全委員： (異議なし)

教育長： 第37号議案を原案のとおり可決する。

報告事項1 教職員の心の健康づくり計画

教育長： 報告事項1「教職員の心の健康づくり計画」について、南谷福利課長より説明願う。

福利課長： <報告事項についての説明>

教育長： 質疑等はあるか。

斉藤委員： 静岡県教育職員の精神疾患による長期休業者の比率は、20歳代は全国並みで、30歳代以上は全国の半分程度の数値ということか。

福利課長： そうである。

斉藤委員： 20歳代の数値がこのように現れるのはこういった要因があるのか。また、事務職員等は全国数値の倍以上の精神疾患長期休養者が居る。この状況について、分析されているのか。

福利課長： 精神疾患の発症は職場のストレスだけでなく、家庭の問題、健康上の

問題、地域や家族など様々な問題があり、この要因が多いということはなかなか特定できない。ただ、休業している職員の現場の監督者の観察記録では共通の項目がいくつかある。例えば教員では初任者研修から離れた新規採用2年目であったり、人事異動後1年目であるとか、結婚を控えた人、若しくは結婚したばかりの人、若い教員で学校行事で運動会担当となった人など、共通的な部分は見取することはできる。ただし、それが全ての原因であると特定することは難しい。例えばそれらの背景があつてある日、保護者から強い抗議を受けたことが長期休養に繋がったという報告も散見される。事務職員についても同様に原因の特定は難しく、本課の保健師や臨床心理士に過去数年の観察記録を調べてもらった。20歳代はコミュニケーションをとることが苦手というキーワードが散見される。また、業務に対する適性が欠けているとか、資質が伴っていないという言葉も出てきている。20歳代の事務職員の場合は新規採用1年目が多く、30歳代は人事異動による環境の変化や再発、40歳代では人事異動による環境の変化が共通項目として出てきている。原因を特定することは難しいが、ラインケア研修ではこういった状況を説明して、より注意深く観察するように指導することにこういった分析を活用する。

齊藤委員：先日、ある金融機関の人事担当と話をした。入社から3年間の離職率が高まってきているという話であった。その率は概ね3割程度ということである。理由として仕事に対するイメージと、実際の仕事のギャップに気付いたということで、教員の世界に限らず、社会的にそういった状況はあると思う。また、その話の中で、新しく入ってきた人と先輩職員とのコミュニケーションがどの程度とれるのか、これがキーポイントだということであった。外部の産業医やカウンセラーも役割はあるが、もっと大切なのは身近にいる職場の先輩となるのではと思う。以前も紹介した金子元教育委員が言っていた「あいさつプラス一言」とは含蓄のある言葉だと思うが、周りの人が感じたことを素直に声掛けしてあげること、プライバシーとかセクハラだとか言う風潮があつて、あまり声掛けできていないのではないかと思う。

教育長：小学校、中学校に大学からの新規採用者が来ると思う。校長、教頭、学年主任の先生方含めてそういったケアはしていると思うが、現状はどのようになっているのか。

教育監：やってもらったことがあつたら「ありがとう」など意識して声掛けしていると思う。出来るだけその方が活動している現場へ行って、普段の会話の中でも意識するようにしている。

教育長：大学でも3割程度は転職してしまう。伊東委員、お気づきの点等あるか。

伊東委員：齊藤委員が指摘した事務職員の精神疾患による長期休業者について、何か根本原因があるのではと思う。

教育監：学校の事務室は、人数が4人から3人の学校が多い。そういった狭い

環境での業務となる。忙しく業務を行っているので話をし難いという傾向もあると思う。

齊藤委員： その状況は静岡県だけの話ではない。全国的にも状況は同じだと思う。その中で静岡県は全国平均の倍以上である。静岡県の事務職員の仕事が多すぎるということか。

藤井委員： 世の中の変化、現状に照らすと、休職者が多いという状況は暗い。なぜ、そのような閉鎖社会となってしまうのか。ざっくばらんに明るくやればいいと思う。また、大袈裟にするつもりはないが、自殺者が多いという現実がある。知事部局の自殺者の数値が公になったが、教育委員会も自殺者が多いと聞き及んでいる。このことがメンタルケアと直結するのかわからないが、その点の事実関係を別のタイミングでもいいので教えてほしい。

福利課長： 自殺予防は対策を講じている。過去の統計もあわせて後ほど報告する。

藤井委員： 放置することなく、何らかの対策は必要である。

教育長： 働き方改革も含めて静岡方式で新しいことができるよ。

藤井委員： 教員に比較して事務職員の方が突出して残業が多いとか、業務の負荷が大きいということはないか。

教育総務課長： 県立学校の事務職員は、教員と同様に標準法で配置定数が決まっており、全国と勤務条件は変わらない。

藤井委員： 事務職員の残業手当は支給されるのか。

教育総務課長： 当然、働いた実績に応じて支給される。また、学校現場は労基法 36 条の現場に該当する。よって、いわゆる 36 協定を労使間で締結している。時間外勤務の上限も設定しており、県庁や教育委員会事務局よりも管理は徹底している。新規採用職員にはチューターを配置している。また、本年度から新規採用事務職員は、知事部局との一元化採用となった。本年度の例で行くと 120 名採用のうち、30 名が県立学校の現場に配置されている。その職員は次の異動で知事部局に戻ることにしている。昨年度までは教育行政職で任用した人間が県立学校で働いている。その者たちは県立学校の教育行政職と言う形で採用されているが、今後は県立学校の学校事務だけでなく、視野を広げて様々な行政経験を積んでいただきたいということで、知事部局にも必ず異動して、学校に戻ってもらうということを考えている。

藤井委員： 制度的には可能なのか。

教育総務課長： 可能である。知事部局で実施している「キャリア・デベロップメント・プログラム」と同様の 20 歳代、30 歳代の若手職員育成プログラムを作成し、計画的に学校事務職員の人材育成を進めていくことを考えている。そのプログラムは 3 月までにこの場で報告する。

伊東委員： 私は学長時代、大学の事務職員に対しても教育者だという自覚を持つほしいと伝えていた。事務職員であっても教育者だという意識で子どもたちや保護者に接してもらいたいということである。様々な行政の経験を積むという意味でそういったプログラムがあってもいいが、一

方で教育者としての事務職員、児童生徒にどのように接していくのか、そういった意味でのプロフェッショナルも同時に育てていかなければならないという意識も持ってほしい。

教育総務課長： キャリア・デベロップメント・プログラムは 20 歳代は様々な分野の経験を積んでもらい、30 歳代以降に自分の適性にあった行政現場を選定できるというシステムになっている。教育行政は学校現場や事務局等が職場となるが、人材を知事部局からもらってくる形になる。教育現場のプロフェッショナルになるんだという意識を持って希望してくる若手職員をいかにして増やせるかが今後の課題となってくる。よって、学校現場に配属された知事部局職員には、愛校心を育むために例えば、高校野球の応援に行くとか、学校行事に参加するなど、魅力ある職場であることを現場でアピールしてほしいと思っている。

伊 東 委 員： そういった意味で考えると、学校事務職員の長期休業者の在職者比率 2.12 パーセントというのは、知事部局職員の比率と比較してどうなのか。

福 利 課 長： 知事部局職員と比較すると学校事務職員の方がかなり多い。

伊 東 委 員： そうであれば原因を突き止めなければならない。この比率を減らしていかないと学校事務職員を希望する職員は居なくなってしまう。

教 育 長： 事務職員研修もあると思うが、センターで実施する研修だけでなく、学校現場での研修もやるのもよい。

福 利 課 長： 研修としては新規採用職員研修であったり、福利課主催の 4 年目悉皆研修等がある。そこではグループワーク的な研修も行っており、同じような立場の職員が話し合うような仕掛けも施している。

教 育 長： 現在、多忙化解消のためのモデル校を指定して様々な取組を行っている。例えば事務室でも業務が多いところはモデルを指定して取り組んでもらうとか、何か対策を講じないとまた来年も同じことになってしまう。

渡 邊 委 員： 小中学校で未来の学校「夢」プロジェクトの取組を行っている。そういった成果を県立学校でも取り入れて業務の見直しを行ってほしい。分析と改善を進めてほしい。もう 1 点、7 ページのセルフケアのところである。「管理監督者自身も一人の教職員としてセルフケアが必要である」という一文が明記されているが、この点はとても大切だと思う。管理監督者も気持ちに余裕がないと職場全体に目配り、気配りができない。そういった啓発が該当する管理職の方々に届くとよい。プライベートなことを職場で話さないという雰囲気があったかと思うが、例えば子どもが産まれたとかの慶事は職場全体でお祝いしても良いと思うし、結婚記念日や誕生日を管理職の方が率先して話題とすることで、職場にも身近に感じる人達がいるんだということを思うことができる。

教 育 長： お互いに理解しあうということが大事である。

斉 藤 委 員： 先日、教育長と全国都道府県教育委員会連合会研究協議会に出席して

きた。私は第2分科会で協議をしたが、テーマとして「エビデンスに基づく教育活動の展開」が設定されており、米国では「エビデンス」いわゆるデータや根拠に基づいた政策決定を行っているので、日本もそのようにすべきだということである。各委員からは多忙化解消が問題となっているのに政策決定のためにアンケートやデータ収集をおこなわなければならないのか、という意見が多く出た。学校事務職員の事務量負担を減らすことも考えなければならないが、一方でそういったことも求められてくる。文科省から求められる調査をやらないわけにはいかないが、毎年やっている調査を3年に1回とするなど、整理しないとまらないのではないか。

教 育 長： そういったデータを私も見ることはあるが、集計作業は大変である。

渡 邊 委 員： 業務の見直しをする場合、コンサルタント業者に見てもらうことは可能なのか。

藤 井 委 員： 民間企業はそういったケースでは総量規制を行う。何かを実施する場合、必ず特定の部局を通すことにしてそこで総量をコントロールする。その手法が行政にそのまま当てはまるかは分からないが、そういった考え方を導入できるのか、検討する価値はあると思う。

教育総務課長： 先日の政令市との意見交換会でも話題となったが、学校事務職員の業務が未だにアナログで手作業でやっているものが多い。知事部局と比較しても相当遅れており、PCネットワークの問題もあるが、旅費計算等の総務業務を中心に電算化・集約化を来年度から図っていく。

藤 井 委 員： 取組が古すぎる。

教育総務課長： そうかもしれないが未だにその段階である。省力化して効率的な事務執行を図っていく。

藤 井 委 員： 教員と事務職員のコミュニケーションはしっかり取れているのか。というのは事務職員が精神的に居場所がないのではと感じる。閉鎖されていることによって精神的なストレスを感じやすい環境にあるのではないかと思う。学校の中での教員とのコミュニケーションはどのような状況なのか。

教 育 監： 事務職員が職員室に行って教員と話すことは業務に関することが多い。しかし、校内でのレクリエーションには参加したり、親睦会も行ったりにしている。個別で見るとお互いに気が合う人達は互いのことを話し合ったりする人もいるので、一概にコミュニケーションが不足しているとは言えない。ただ、業務場所が違うので接する時間は限られてくると思う。例えば教員から要望のあった物品がどのように授業で使われているのか見に行ったりすれば、先生や生徒ともコミュニケーションを取る場面も増えてくる。文化祭などの学校行事に積極的に参加することが必要となってくると思う。

藤 井 委 員： 教育監のように工夫していればよいが、学校現場で一般的にそういったことをやっているかどうかだと思う。事務室と職員室を一緒のフロアにしてしまうこともひとつの案だと思う。

教育総務課長： 中教審の働き方改革の中間取りまとめが先日公表された。教員の業務を細分化して、教員でない人でもできる業務があるのではないかとという視点で分析が行われた。例えばボランティアの方々との調整や、学校行事の準備、就職支援についても事務職員が担えるのではないかとという方向性が示されている。教員が担っている業務を事務職員が行うという理念を持ちつつ、今後の知事部局との一元化を考えている。知事部局にはそういったことができる職員が多くいて、ハローワークとのやりとりや貧困対策も事務職員が行っている。そういった知識を持った職員が学校現場に配属されれば、スクールソーシャルワーカーの役割も事務職員が担うことができる。そういった事務職員の職域がシフトしていくイメージを持ってこれからの学校事務室を考えていくという計画になっている。

渡 邊 委 員： 業務の総量が減らないとシフトするだけでは多忙化になってしまう。

教育総務課長： 総務業務の電算化で総量を減らしてシフトすることを長期的に考えている。

教 育 長： そういった取り組みを静岡方式を進めて行けばこのような数値も改善されてくると思う。

理事（人材育成）： ここでいう事務職員の定義は、県立高校、特別支援学校、中央図書館などの教育機関、この県庁内の教育委員会事務局に勤務している事務職員を分母としている。渋谷理事からも説明があったとおり、定数管理や人事管理でいくつかの問題があったことは承知している。同じ事務職員といってもそのような校種や事務局職員に分かれるので、精神疾患の程度も違ってくる。福利課長から説明のあった再発の問題や、藤井委員から指摘のあった自殺の問題などは、福利課の所管する健康管理という視点と、人事担当で所管する部分とある。ナーバスな問題なのでこれまで情報共有が図られてこなかったということがあった。よって、私から情報共有を図るよう指示している。

教育総務課長： 自殺のデータは機会をみて改めて報告する。

教 育 長： 他に質疑はあるか。

全 委 員： （特になし）

教 育 長： 報告事項1を了承する。

（会議の非公開）

教 育 長： 会議を非公開とする。傍聴人は退席願う。

<非>第38号議案 平成30年2月県議会定例会に提出する議案

<非>報告事項2 平成30年2月県議会定例会に提出する報告事項

教 育 長： 第38号議案「平成30年2月県議会定例会に提出する議案」、報告事項2「平成30年2月県議会定例会に提出する報告事項」について、木野財務課長より説明願う。

財 務 課 長： <議案、報告事項についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。
全 委 員： （特になし）
教 育 長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。
全 委 員： （異議なし）
教 育 長： 第 38 号議案を原案のとおり可決する。

教 育 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。
これをもって、平成 29 年度第 21 回教育委員会定例会を閉会とする。